

◎新潟県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 佐渡都市計画公園（佐渡市決定）

名称 2・2・1号 船場町公園
2・2・2号 湊湖岸公園
2・2・3号 梅津公園
2・2・4号 城之上公園
2・2・5号 下戸公園
2・2・6号 柴町公園
2・2・7号 河原田公園
2・2・8号 中原蓮池公園
2・2・9号 鍛冶町公園
2・2・10号 高浜町公園
2・2・11号 八幡公園
2・2・12号 佐和田公園
3・3・1号 相川公園
3・2・2号 城ヶ丘公園
4・5・1号 真野公園
4・4・2号 金井町運動公園
5・4・1号 城址公園
6・4・1号 つつじヶ丘公園

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課